

作成日 令和8年6月30日

令和 8 年度 施行

小中学校バスケットゴール保守点検委託

(教育推進課 教育総務係)

公示用

小中学校バスケットゴール保守点検委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
小学校					
芽小 吊下バスケットゴール		2	基		
芽小 壁面バスケットゴール		4	基		
上小 吊下バスケットゴール		2	基		
西小 吊下バスケットゴール		2	基		
西小 壁面バスケットゴール		4	基		
南小 吊下バスケットゴール		2	基		
南小 壁面バスケットゴール		4	基		
中学校					
芽中 吊下バスケットゴール		2	基		
芽中 壁面バスケットゴール		4	基		
上中 吊下バスケットゴール		2	基		
上中 壁面バスケットゴール		4	基		
西中 吊下バスケットゴール		2	基		
西中 壁面バスケットゴール		4	基		
旅費交通費		1	式		
器具損料 高所作業用足場		1	式		
委託費計					
再計					
消費税		10	%		
合計					

仕様書

- 1 業務名 小中学校バスケットゴール保守点検委託
- 2 業務場所 町立小中学校7校
- 3 業務目的 町立小中学校に設置されているバスケットゴールについて、保守点検を実施し、対象機器の安全性及び機能性を確保することを目的とする。
- 4 業務期間 令和8年7月21日から令和8年12月25日まで
作業は、原則として各校の体育館閉鎖期間中に実施するものとし、実施日程については、着手前に発注者及び各学校と協議のうえ決定すること。
なお、土曜日、日曜日及び祝日は作業を行わないこととする。ただし、学校運営上必要がある場合又は発注者が認めた場合は、この限りでない。

5 業務対象

本業務の対象は、次のとおりとする。

学校名	対象	数量(基)
芽室小学校	吊下式バスケットゴール	2
	壁面式バスケットゴール	4
上美生小学校	吊下式バスケットゴール	2
芽室西小学校	吊下式バスケットゴール	2
	壁面式バスケットゴール	4
芽室南小学校	吊下式バスケットゴール	2
	壁面式バスケットゴール	4
芽室中学校	吊下式バスケットゴール	2
	壁面式バスケットゴール	4
上美生中学校	吊下式バスケットゴール	2
	壁面式バスケットゴール	4
芽室西中学校	吊下式バスケットゴール	2
	壁面式バスケットゴール	4

6 業務内容及び方法

(1) 実施要件

- ・ 保守点検は、公益財団法人日本バスケットボール協会検定工場会会員名簿(最新)に登録された事業者の立ち会いのもとで実施すること。
- ・ 点検に当たっては、公益財団法人日本バスケットボール協会の「メンテナンス基準」(最新版)に基づいて行うこと。
- ・ 資格の必要な作業は有資格者が行うこと。
- ・ 点検に係る仮設資材は点検者が準備すること。

(2) 実施内容

- ・ 床・壁等の養生(必須とする。)
- ・ バスケット台の整備及び調整点検
- ・ バスケット台の作動状況の確認及びボルト・ナット等の締め付け等の調整
- ・ 必要箇所への注油簡易な修繕にあつては、本業務の範囲内として行うこと。

(3) 安全管理

- ・ 本業務は学校施設内で実施するため、児童、生徒、教職員及び学校関係者の安全確保を最優先とすること。
- ・ 児童、生徒の登下校時間、授業、部活動、学校行事等に支障が生じないように十分配慮すること。

(4) 報告

業務完了後は、点検状況写真を添付した点検報告書を提出すること。

点検報告書には、学校ごと及び対象機器ごとに、点検結果、調整内容、修繕内容、不具合の有無、今後修繕等を要する事項を記載すること。

不具合又は安全上の支障が確認された場合は、速やかに発注者へ報告し、対応について協議すること。

7 その他

業務実施に当たっては、学校施設、床、壁、器具、備品等を損傷しないよう十分注意すること。作業により既存施設、床、壁、設備、備品等を損傷した場合は、受注者の負担により原状回復すること。

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。